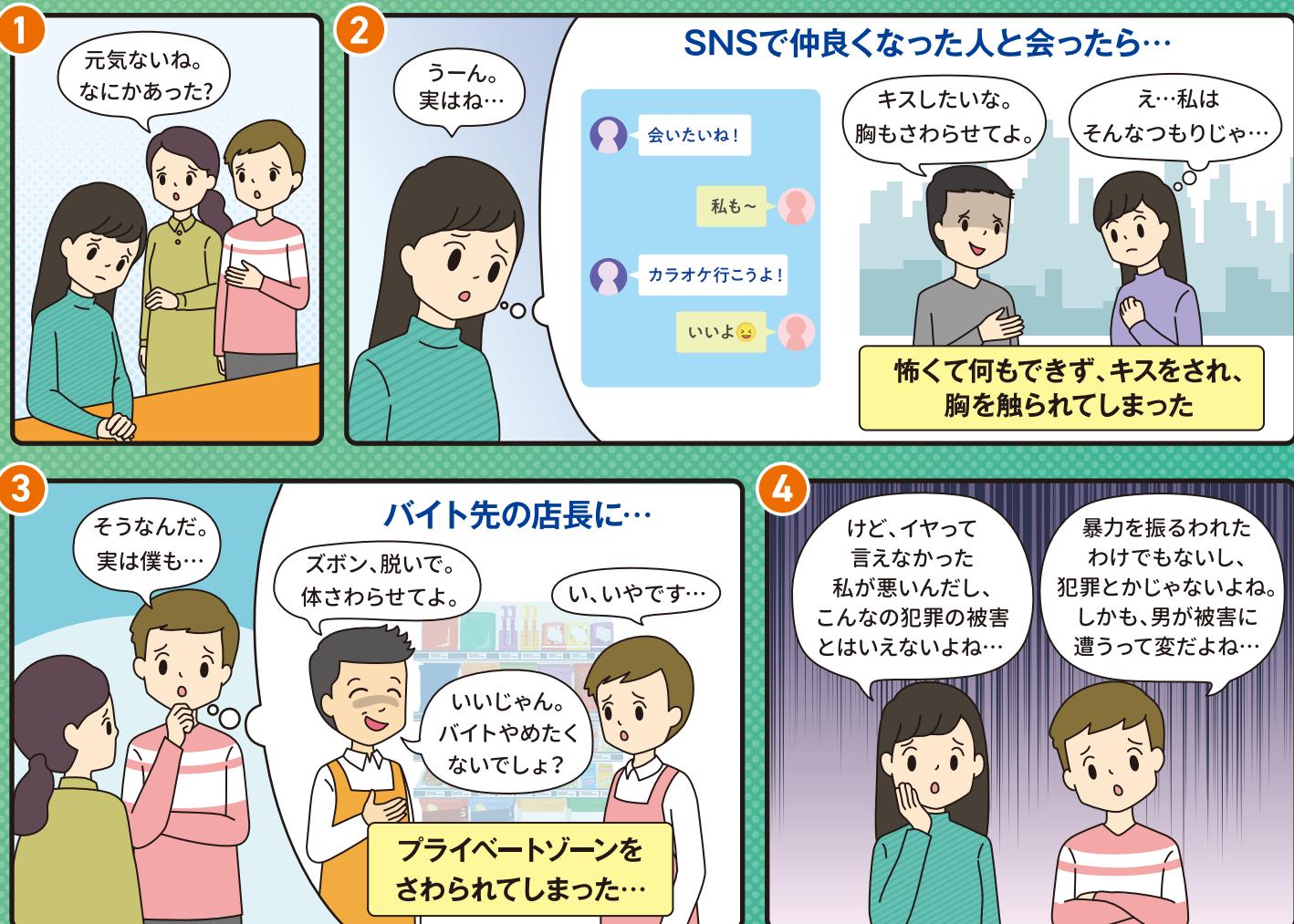


あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態※1」、「虐待」、

「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を貫くことが難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

さらに

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の子どもに対して、その人より5歳以上上の人人が性的な行為した場合、

その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」が成立します。